憲法１８－１２肢イ

第１．結論

正しい

第２．内閣総理大臣が、行政各部に助言などの指示できるか。

１　問題の所在

内閣総理大臣は、行政各部に対し、随時、所掌事務について、一定の方向で助言などの指示ができるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

内閣の明示の意思に反しない限り、助言などの指示ができる。よって、肢は正しい。

（２）理由

確かに７２条によれば、内閣総理大臣の職務は、行政各部を指揮監督することであり、助言などの指示を与える権限について、規定がない。

また、行政各部の事務を掌理するのは、あくまでも内閣（７３条４号）である。

したがって、内閣総理大臣には、本件のような行政各部への助言指示の権限はないとおも思える。

しかし、この結論は不都合である。

なぜなら、仮にこのような権限がないとすると、事実上の強大な権限があるのに、いざという時に責任逃れ（刑法第２５章　汚職の罪参照）を認めることになってしまうからである。

内閣総理大臣の責任を広く持たせる必要がある。

７２条で、指揮監督権を持たせた憲法の趣旨は、内閣総理大臣の強大な権限のうちで重要なものを明確にしたものである。

すなわち、内閣総理大臣には、首長として、国務大臣の任免を与えている（６６条１項、６８条）。これは、内閣総理大臣に強い権限を与え、リーダーシップを発揮できるようにするものである。

したがって、７２条には、内閣の明示の意思と抵触しない限り、少なくとも、任意的な助言指示の権限も含まれると解するのが相当である。

以上